

# ロシアによる侵略戦争と *Ius Contra Bellum*

——帝国・戦争・国際法の関係について\*——

**Jochen von Bernstorff** (著)

佐々木 絃 (監訳)

浅井 千晴・上田 航雅 (訳)

はじめに (訳: 浅井)

- I. 空間的正当化
- II. 超大国間の勢力均衡
- III. 帝国による規範調整 (以上、訳: 上田)
- IV. 結論 (訳: 佐々木)

## はじめに

今般のロシアによる侵略戦争は、国連憲章上の武力行使禁止原則違反を構成しています。1945年以降、国連憲章2条4項が国際関係における一方的な軍事力の行使を禁止しました。その例外の1つが国連憲章51条における自衛権であり、みなさまもご存知のとおり、同条の文言によると、国連加盟国に対する「武力攻撃」が自衛権行使の要件となっています。2022年2月にロシアが軍事侵攻を開始するまでに、ウクライナや他の国がロシアに対してそのような武力を行使した事実はありませんでした。ドンバス地域の分離主義者集団が同地域の独立を宣言した後、ロシア連邦に対して軍事介入の要請を法的に有効に通知した事実もありません。これらすべては概して、国際法の観点からして議論の余地もないことであり、国連総会において3分の2の多数が侵略を非難したことによっても確認されています(もともと、35ヶ国は投票を棄権し、親ロシアの立場をとる国々は決議に反対票を投じました)<sup>1)</sup>。これは、1979年に始まったロシアによるアフガニスタンへの介入や1980年代におけるアメリカによる

---

\* 本稿は、2023年10月6日に「同志社法学会講演会」として同志社大学良心館107番教室で行われたベルンシュトルフ教授(Jochen von Bernstorff、テュービンゲン大学法学部)の講演「Russia's War of Aggression and Notions of "Großraum", Empire and Hemispheres in International Law」を改題のうえ加筆・修正されたものの翻訳である。本文中では、必要に応じて[角括弧]を用いて補足的説明を行っているが、いずれも訳者が加筆したものである。

1) UN General Assembly, Resolution of 18 March 2022, A/RES/ES-11/1 (Aggression against Ukraine), for voting record, see A/ES-11/PV.5, 14-15.

グレナダ侵攻後のような、冷戦期の大国あるいは超大国による2条4項違反の場合にみられてきた、国連総会における典型的な投票パターンでもあります。

より理論的なレベルでは、プーチン大統領がウクライナの主権国家としての対等な地位を否定し、ウクライナをロシアの影響圏 (sphere of influence) の一部であると宣言していることにも表れているように、ロシアによる侵略を「帝国主義的な (imperial)」介入とみることもできます。しかし、ロシアが介入を正当化していること、国連も戦争を防止し停止することができなかったことを考慮すると、*ius contra bellum* [戦争に訴えることを禁止する法] と帝国の現状について、国際法の観点からは何が言えるでしょうか<sup>2)</sup>。ウクライナが侵略者から自身の領土を防衛するために明らかに有している権利はさておくこととして、帝国 (empire) と *ius contra bellum* との関係はどのようなものなのでしょうか。ロシア連邦は、国連安全保障理事会に宛てた書簡において個別の自衛権の行使を通知し、いくぶん緩やかな形ではありますが、ウクライナに対して戦争を行う法的、政治的、道徳的な数々の理由に言及しました。たとえば、自衛権、およびウクライナにおける西側の軍事インフラの発展がロシアの安全を脅かしていることを挙げました。また公式声明における正当化事由として、ソ連崩壊後、アメリカ主導の西側の支配によって世界のパワーバランスが「崩れ」、ロシアが対応する必要が出てきたとされていることにも明確に言及されています。正当化事由としてさらに、ドンバス地域で「ジェノサイド」と申し立てられている行為がウクライナによって犯されていることにも触れました<sup>3)</sup>。

この継続的な侵略が武力行使の禁止に及ぼすより大きな影響については、論調が分かれています。こうした正当化は国際法の構造から外れたものであり、ロシア連邦が国連憲章から多かれ少なかれ公然と、そして冷笑的に離脱するものだと見る向きもあります<sup>4)</sup>。他方で、ライデン国際法雑誌に最近論文が掲載されたコルテン (Olivier Corten) のように、ロシアによる侵略行為の正当化は、たとえ説得力に欠けるとしても国際法上の用語で定式化されたものであり、したがって、国連憲章2条4項が定める武力行使の法的禁止を間接的に確認する役割を果たすものである、とみなす論者も

- 
- 2) 明らかな (clear) 侵略の場合における *ius in bello* 規則の適用可能性については、see, Kyo Arai, 'Equal Application of International Humanitarian Law in Wars of Aggression: Impacts of the Russo-Ukrainian War' in Shuichi Furuya, Hitomi Takemura and Kuniko Ozaki (eds), *Global Impact of the Ukraine Conflict: Perspectives from International Law* (Springer 2023) 253.
  - 3) Letter dated 24 February 2022 from the Permanent Representative of the Russian Federation to the United Nations addressed to the Secretary-General, S/2022/154, 2.
  - 4) Fuad Zarbiyev, 'Of Bullshit, Lies and "Demonstrably Rubbish" justifications in International Law' (*Voelkerrechtsblog*, 18 March 2022) (<[www.voelkerrechtsblog.org/de/of-bullshit-lies-and-demonstrably-rubbish-justifications-in-international-law/](http://www.voelkerrechtsblog.org/de/of-bullshit-lies-and-demonstrably-rubbish-justifications-in-international-law/)> (accessed 7 February 2024)).

おります<sup>5)</sup>。アメリカの学者であるハキミ (Monica Hakimi) とブルンク (Ingrid Brunk) はアメリカ国際法雑誌において、ロシアの介入は2003年のアメリカによるイラク介入よりもはるかに明確な国連憲章違反であったと主張して、これを批判しました<sup>6)</sup>。つまり彼女らは、ロシアによる介入はアメリカによる介入と比して「より非合法的な」国連憲章違反であったと主張しているとも読めるのですが、それ自体、法理論的な観点からは問題のある想定だといえます。違反は違反ですから。

私は、少々、の修正は加えるものの、どちらかと言えば前者の立場である「離脱 (exit)」理論に同意しています。詳しくは後ほど説明しますが、さしあたって、私の立場を次のように概説しておきたいと思います。ロシア連邦は、その介入を国際法上の教義 (doctrine) に照らして正当化しようとはしませんでした。勢力均衡 (balance of power)、自己防衛 (self-preservation)、空間的に影響力を有する地帯 (spatial zone of influence) に対する歴史的権利など、大国間に適用されるとされる他の規範に言及しました。ロシアは、安保理に宛てた書簡の中で、背景にあるこれらの規範に触れています。ロシアは、アメリカがこれらの規範を遵守することが、自国 (ロシア) が *ius contra bellum* である国連憲章上の諸規則を尊重する前提条件だと考えているのです。アメリカが以前にこうした規範に違反したとされていることを考えると、ロシア連邦は今、ウクライナとの関係において、国連憲章2条4項をいわば「一時停止」する権利を主張しているように見えます。

本報告では、帝国、戦争、国際法の間のさらに広範な関係を、このロシアによる正当化と、勢力均衡、自己防衛、そしてロシアが空間的に影響力を有する地帯に対する歴史的権利という法的ではない規範への言及、という観点からも再検討したいと思います。

本論に先立って、帝国 (empire) の概念について少し方法論的な内省をさせてください。戦争と法の文脈において、帝国という概念をどのように理解すべきでしょうか。そして、国際法の帝国主義的な用法は、法規則の意味論的不確定性についての (ポスト) 近代的洞察を考慮に入れると、どのように批判的に概念化されるのでしょうか。この目的を達成するために、まず、国際法を独自の規範秩序として理解するためのいくつかの基本的な方法論的前提を明らかにしたいと思います。国際法は国際政治と区別することができ、また区別すべきですが、同時に、国際法規範を作成するため、

---

5) Olivier Corten and Vaïos Koutroulis, 'The 2022 Russian Intervention in Ukraine: What is its Impact on the Interpretation of *jus contra bellum*?' (2023) 36 *Leiden Journal of International Law* 997.

6) Ingrid (Wuerth) Brunk and Monika Hakimi, 'Russia, Ukraine, and the Future World Order' (2022) 116 *AJIL* 687, 689-692.

およびそれを有効なものにするために、常に超国家的・国際的な政治プロセスに依存しています。また、国際法は普遍的な倫理的・道徳的価値からも区別できるものであり、また区別されるべきですが、国際法規範が国家機関、国民、個人から根本的に不公正なものと思われなければならないようにしなければなりません。しかし、もし国際法が政治や道徳と完全に融合し、その結果、これらの関連する言説的実践 [“discursive practice”、言語を用いて現実を構築する活動] に完全に吸収された場合、自らの政治的選好を既存の国際法規則と同一視するこのプロセスを言説によってコントロールする行為者や政府の手によって、国際法は確かに帝国主義の手段となる可能性があります。このような言説的事態 [“discursive state of affairs”、国際法が特定の政治的意図や道徳的価値観に基づく主観的な判断に支配されている状態] を実現することは、帝國的野心を持つ大国にとって常に誘惑となるのです。

この意味で、グローバルな政治的および道徳的言説は、帝国主義を推進する道具とならないために、明確な仲介要素として、法との制度的なつながりを必要とします。そして、主として国際レベルでの裁判所や広範かつ包括的な立法フォーラムによって保障される、法規範と法制度が有するこの特異な自律性こそが、帝国主義の政治や道徳によって国際法が道具的に吸収されてしまうという上述した言説的状况を防ぐための社会学的条件であり、安全装置となっているのです。

この最初の方法論的な立場は、20世紀から21世紀初頭にかけての軍事的暴力禁止の歴史的発展に関する私の経験的主張の主要部分につながります。私の見解では、19世紀から20世紀にかけて *ius contra bellum* が経た法制史は、小国や市民社会の平和主義的な人々と、自国の国境を超えた空間的地帯 (spatial zones) を強制的に支配しようとする軍事および経済大国と見なされる帝国との間の闘争として捉えるべきだと考えます。こうした空間的地帯の支配はこれまで、経済介入や搾取を通じた間接的な支配形態から、植民地主義や軍事占領という状況における直接的な外国支配の形態に至るまで、さまざまな形態でみられてきました。歴史的には、自国領域外の空間的地帯を支配する間接的および直接的な形態は通常、軍事力の投射と行使によって裏付けられています。このような「介入主義的」な大国と、法的平和主義を標榜する小国との間で想定される対立は、歴史的には常に明確なものとしてあったわけではなく、歴史的状況に応じて双方に例外が存在したものの、一般的な傾向としては、軍事大国は小国よりも海外での軍事介入の余地が大きいことを一貫して主張してきており、これはそれほど驚くようなことでもありません。それにもかかわらず、小規模および中規模の国々が幅広く協力して、20世紀の特定の歴史的瞬間に国際法の変化をもたらし、海外での合法的な軍事行動の範囲を限定することに成功しました。その一例が、1945年の国連憲章2条4項における武力行使の禁止です。

帝国、空間、軍事的暴力と国際法の関係について、これらの歴史のおよび理論的洞察から何が導き出されるのでしょうか。国が海外での軍事力の使用を法的に正当化したい場合、政治的教義や道徳的価値観に言及することもできますが、そのような正当化は、これらの超法規的な主張を、国を基盤とすると認識された国際法秩序の法構造や法規範へと何らかの形で結びつけることによってのみ、法的な正当化と見なされることとなります。19世紀に発展した国家中心の国際法言説の中で、こうした超法規的な主張が果たす役割を整理してみましよう。20世紀初頭以降の軍事的暴力の正当化は、[国の] 存在そのものに基づく (ontological) 正当化か、秩序に関連した (order-related) 正当化であるといえます<sup>7)</sup>。これは何を意味するのでしょうか。存在そのものに基づく (ontological) 正当化とは、通常、安全保障論や国の安全についての議論として枠組みされる国の存在に関連しています。関連する規範としては、19世紀における国の自己防衛権や、1928年のケロッグ＝ブリアン協定以降の自衛権があり、後者は今日では、1945年の国連憲章51条で定式化されています。歴史的観点から見た軍事的暴力の法的正当化の第2のカテゴリーは、秩序に関連した (order-related) 正当化です。スコラ哲学の正戦論以来、この正当化は、個別的なまたは集団的な軍事行動や制裁を通じて国際法秩序を強制することの必要性を指摘してきました。19世紀および20世紀における関連する法制度には、国際法を執行するための一方的措置としての武力を伴う復讐と、国際連盟規約や今日の国連憲章に基づく集団的な執行に関する規則があります<sup>8)</sup>。ケルゼン (Hans Kelsen) にとって、法秩序としての国際法の本質は、その規則を、できれば司法的に規律された集団的制裁として執行する能力に依存するものでした。ケルゼンにとって、国連の集団安全保障システムにおける公平な司法統制の欠如と、5ヶ国の常任理事国が有する拒否権は、国連憲章の大きな欠陥でした。それはともかく、社会学的見地から私は、基本的な国際法構造の外側にあるこれら2つの軍事的暴力の正当化 (国の存在そのものや国際法秩序の執行) は、特定の時点で国際法として定式化されたまたは不文律である規則の解釈に影響を与えることはできないと考えています。大国がこのような構造的枠組みの中で帝国主義的な軍事的暴力の正当化や枠づけを試みたり、あるいは形式化された *ius contra bellum* 規則のより新しく許容的な解釈を推進しようと試みることで、小国や市民社会団体からの抵抗に多く直面したという歴史的証拠は数多くあります。

法の歴史的観点からは、軍事的暴力の正当化戦略として、少なくとも3つの顕著な

---

7) Jochen von Bernstorff, 'The Use of Force in International Law before World War I: On Imperial Ordering and the Ontology of the Nation-State' (2018) 29 EJIL 233.

8) Jochen von Bernstorff, *The Public International Law Theory of Hans Kelsen: Believing in Universal Law* (CUP 2010).

帝国主義的戦略を見て取ることができます。第1の正当化戦略は、帝国主義的な「空間 (Raum)」の主張であり、法解釈に空間的な次元を加え、政治的または経済的に支配された特定の地理的領域において歴史的権原 (title) を有しているとの主張—おそらく中国の事例が思い浮かぶと思いますが—に基づき、あるいはその地理的領域における死活的利益が影響を受けていることを理由として、*ius ad bellum* に特別な、そしてより許容的な意味があることを主張するものです。これが第1の正当化戦略である帝国主義的な「空間 (Raum)」の主張です。歴史的に最もよく知られている例は、もちろん20世紀初頭のモンロー・ドクトリンであり、それに次いで冷戦期にはジョンソン・ドクトリンやブレジネフ・ドクトリンも有名です。このような歴史的な「空間 (Raum)」による正当化は、大国の自己防衛と死活的利益という概念を通じてのみ、国際法構造つながりを持つに過ぎません。したがって、国際法構造との関連性はゼロではないかもしれないとはいえ、[国の] 存在そのものに基づく (ontological) 正当性とのつながりとして認識できるものは極めて希薄です。

第2の正当化戦略は、帝国間の力のバランスであり、いわば、国際法において形式化された規範や慣習規範の背後に存在する大国間に特有の秩序を想定するものです。典型的な歴史上の先例として、19世紀前半のヨーロッパの大国としての地位がありますが、ヨーロッパの主導的な政界のエリートから見ると、そこには、一定の排他的な特権や権利、および大国間の相互承認などの法的関係を伴っていました。政治的・法的原則の観点からは、このことは18世紀から19世紀の「勢力均衡の原則 (balance of power principle)」という謎めいた形で公然と現れていました。この原則は、国際秩序の一定の特性を大国間の均衡という形で仮定することによって、秩序に関連した (order-related) 正当化として、国際法構造と緩やかに結びついていたに過ぎません。その秩序が脅かされた場合には、均衡を守るために介入する権利が想定されました。勢力均衡が保証されないときはいつでも軍事行動をとる権利が想定されており、それが軍事的暴力の秩序に関連した (order-related) 正当化の理由となりました。

第3の帝国主義的な正当化戦略は、解釈を通じて帝国が規範を調整する戦略のプロセスです。この戦略は周知された国際法の教義的構造や特定の規範に手を加えるものであるため、最も「教義的な (doctrinal)」ものであると考えることができます。そしてこれは、大国が武力行使禁止の範囲を縮小するか、あるいは武力行使の禁止に対して認められる例外を拡大することによって既存の法的制限をより許容的に解釈しようとする、持続的かつ戦略的な試みとして枠組み付けることができます。

1945年以降の *ius contra bellum* の歴史において、帝國的な諸国は、国連憲章2条4項における一方的な軍事的暴力の厳格な禁止と、その例外である51条を自国の帝国主義的な野心に適応させるために、さまざまな言論戦略をとってきました。軍事的暴

力を正当化する帝国主義的な戦略は、しばしば、空間的主張、勢力均衡の主張、および帝国による規範調整、という3つの戦略のうちの2つ以上が組み合わされたものでした。

ロシアによるウクライナ侵攻の正当化には、3つの正当化カテゴリーすべての要素が見られますが、空間的正当化と勢力均衡の正当化に明確な焦点が当てられています。興味深いことにクレムリンは、第3カテゴリー（解釈を通じた帝国による規範調整）の意味で国連憲章2条4項と51条を再解釈しようとする持続的かつ具体的な努力を、ほとんど見せていません。

## I. 空間的正当化 (Spatial justifications)

まず、空間的正当化戦略の歴史的概観から始めましょう。米国は19~20世紀に、ラテン・アメリカで自らの空間的レジームを確立しましたが、そこには、1904年にいわゆるモンロー・ドクトリンへの「ルーズヴェルトの系論 (Roosevelt Corollary to the Monroe Doctrine)」によって公式に正当化された、近隣諸国に対する数十回の軍事介入も含まれていました<sup>9)</sup>。そもそも、米国の大統領であったモンロー (James Monroe, 1817-1825年在任) が述べたように、モンロー・ドクトリンは、新たに独立したラテン・アメリカ諸国へのヨーロッパ列強の影響力を抑えることを主たる目的としていました<sup>10)</sup>。それは19世紀初頭のことでした。神聖同盟時代の新興国民国家と英国の旧植民地の政権によって策定されたとき、モンロー・ドクトリンは、ヨーロッパ列強を北米から締め出すことを目的としていました。

1904年には、1世紀間にわたって米国が政治的および軍事的影響力を拡大し、天然資源や消費市場に対する投資に基づく支配を強めた後に、米国の大統領であるセオドア・ルーズヴェルト (Theodore Roosevelt) が、モンロー・ドクトリンをれっきとした介入ドクトリンへと変容させました<sup>11)</sup>。悪名高い1904年の「ルーズヴェルトの系論」をもって、米国は近隣諸国の独立権にリップサービスを与える一方で、近隣地域における米国の経済的または戦略的利益を押し通すために必要なときにはいつでも介入する権利を自国に認めました。この新たなドクトリンに基づく介入は、

9) 20世紀初頭のアメリカの外交政策の確立と帝国主義的目的のための国際法を受容の興味深く詳細な歴史的記述については、Benjamin A Coates, *Legalist Empire: International Law and American Foreign Relations in the Early Twentieth Century* (OUP 2016) 144.

10) Thomas D Grant, 'Doctrines (Monroe, Hallstein, Brezhnev, Stimson)' (last updated March 2014) in Anne Peters and Rüdiger Wolfrum (eds), *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law* (OUP 2008-) ([www.mpepil.com](http://www.mpepil.com)) (accessed 7 February 2024).

11) National Archives, 'Theodore Roosevelt's Corollary to the Monroe Doctrine (1905)' (<https://www.archives.gov/milestone-documents/roosevelt-corollary>) (accessed 7 February 2024).

その国に「能力がない」または「意思がない」ときにはいつでも正当化されましたし、もちろん「文明国の基本法」に則って「国内で正義を遂行する」責任を果たすことも正当化されました。主権は責任を伴い、それを無視すれば、(米国の)「警察力」による一方的な介入が正当化されたのです<sup>12)</sup>。

しかし、このドクトリンに含まれているこれらの一方的な外交政策指令のすべてが、どのようにして第1次世界大戦前の主権国家に介入する法的権利に変換されたのでしょうか。ノーベル平和賞受賞者で元米国国務長官のルート (Elihu Root) は、開戦直前の1914年に『アメリカ国際法雑誌 (*American Journal of International Law*, AJIL)』で、それまで厳しく批判されていたモンロー・ドクトリンが一般国際法に則ったものであると擁護しました<sup>13)</sup>。彼にとってのモンロー・ドクトリンは、私が言うところの[国の]存在そのものに基づく (ontological) および秩序に関連した (order-related) 介入の正当化、すなわち、自衛権および米州での国際法の執行権に基づいていました。ルートの主張では、米国の「平和と安全」を守ることを目的とした海外への介入が必要なのであれば、それが適法であることに疑いはありません<sup>14)</sup>。

ルートが言及した第2の法的根拠は、分権的執行の議論です。モンロー・ドクトリンがなくとも、米国は「他のすべての米州諸国の領域内で自国民の生命と財産の正当な保護、またその領域内で国際法規則に従った自国民の取扱いを主張する権利」を有していたであろう、とルートは述べています<sup>15)</sup>。このドクトリンは米国の外交政策の知識人らにとって重要であったので、彼らはこのドクトリンを連盟規約に挿入することを一貫して主張したのです。

おそらく、このドクトリンに関する理論的な取り組みとして最も影響力があるのは、ワイマールの有名な法学者でありナチ党の法学者であったシュミット (Carl Schmitt) の議論でしょう。シュミットは、1930年代初頭にモンロー・ドクトリンを分析し、その不確定な政治的・法的内容から生じる政治的柔軟性を賞賛しています。彼の見解では、このドクトリンは、ヨーロッパ諸国による介入の禁止を規定し、それと同時に米国が同じ領域に介入することを正当化するものでした。それは一方的な政治宣言という形で米国が単独で定義し変更するものでしたが、留保が付された場合には、[留保を受諾した国と米国の間の] 二国間の条約関係となることもありました。また、連盟規約による承認を通じて、多数国間規則の一部にもなっていました<sup>16)</sup>。

---

12) *Ibid.*

13) Elihu Root, 'The Real Monroe Doctrine' (1914) 8 AJIL 427, 433.

14) *Ibid.*, 431-432.

15) *Ibid.*, 436.

16) Carl Schmitt, 'USA und die völkerrechtlichen Formen des modernen Imperialismus' in Günther

シュミットとルートの両者とも、この点では一理あるといえます。第1次世界大戦前のモンロー・ドクトリンは、介入、自衛、および国際法の一方面的執行に関する規則に依拠することによって、依然として国際法規則と何らかの形で漫然と結びついていたと見ることができます。軍事的暴力の「[国の]存在そのものに基づく(ontological)」正当化と「秩序に関連した(order-related)」正当化の両方を援用することによって、国際法の言説と結びついていたのです。よく知られているように、1928年にケロッグ＝ブリアン協定が採択された際、日英両国はそれぞれの空間的主張のために独自のバージョンのモンロー・ドクトリンを策定しました。したがって、日本と英国は自国の空間領域に対するモンロー・ドクトリン的なものを明確に是認したのです。

また、1939年の「グロースラウム (Großraum)」理論において、カール・シュミットがモンロー・ドクトリンに立脚していることもよく知られています<sup>17)</sup>。シュミットの「グロースラウム」概念は、帝国主義バージョンのモンロー・ドクトリンに不可欠な側面を普遍化しています。つまり、帝国(ライヒ・Reiche)は、地理的に限定された空間において、少なくとも間接的に他国を支配する立場にある大国によって導かれているというものです。そして、こういった空間への外部の他国による干渉は許されないという、悪名高い「域外列強による干渉の禁止 (Interventionsverbot raumfremder Mächte)」として知られる考えです。「グロースラウム」における上位の帝国のリーダーシップは、具体的な「政治的アイデア」と、指導国の規律と組織力に基づいており、またそれらによって正当化されていました。シュミットにとって、具体的な領域空間と、必要とされる「政治的アイデア」は一体のものです。一方が欠けていては、具体的な国際的法秩序という意味での「グロースラウム」を構築することはできません<sup>18)</sup>。シュミットの1939年の著作では、必要とされる空間に関連する「政治的アイデア」は、高い道徳的(sittlich)性格を持つ人民(Volk)に支えられていなければならない、そしてこのアイデアは——彼の「政治的なものの概念」に則して——シュミットの言うところの「対抗者」または「敵」に向けられなければなりません<sup>19)</sup>。ドイツの「グロースラウム」に対して、シュミットは、西側(米国)の同化主義(melting-pot ideologies)に対するイデオロギー的な対抗概念として、人民の

---

Maschke (ed), *Frieden oder Pazifismus? Arbeiten zum Völkerrecht und zur internationalen Politik 1924–1978* (first published 1933, 2nd edn, Duncker & Humblot 2019), 349–377.

17) Cf. Taira Nishi, 'Carl Schmitt's Grossraum Theory' (2023) 122 *The Journal of International Law and Diplomacy* 1.

18) Carl Schmitt, *Völkerrechtliche Großraumordnung mit Interventionsverbot für raumfremde Mächte: ein Beitrag zum Reichsbegriff im Völkerrecht* (first published 1939, 4th edn, Duncker & Humblot 2022), 28–29.

19) *Ibid.*, 29–30, 58–59.

アイデンティティに対する相互尊重の考え (Achtung jeden Volkstums) に言及しています<sup>20)</sup>。シュミットにとって「グロースラウム」におけるさまざまな主体は依然として国であり得えましたが、それらは、それぞれの地域帝国に依存しているものとして概念化されました——準植民地関係という意味で正式に従属しているわけではありませんが。指導国である「ライヒ」(Reich、帝国) とグロースラウムのそれ以外の国々との間の具体的な法的関係は、「グロースラウム」理論においては不明瞭で曖昧なままです。

しかし、シュミットにとっての世界がいくつかの地域的空間に分割され、それぞれが覇権国(ライヒ)によって支配されているならば、これらの地域的空間の間の関係はどのように規律されるのでしょうか。シュミットにとっての「グロースラウム」間または帝国間レベルの国際法は、地域内レベルでのより厚い国際法秩序と比較すると、非常に薄い秩序でありました。前者は、モンロー・ドクトリンから派生した「域外列強による干渉の禁止」という形の不干渉原則のみで構成されていました<sup>21)</sup>。したがって、特定の空間に対して空間外の(raumfremd)列強または国際機関は、他の地域にある「グロースラウム」に干渉することを禁止されました。実質的で均質とされる地域的「グロースラウム」秩序への外部による干渉に反対するという考えは、シュミットが『大地のノモス』で発展させた前時代のヨーロッパ公法(*ius publicum europaeum*)の歴史的運命に関する見解と一致しており、それは20世紀の最初の数十年に米国の帝国主義によって破壊されたことになっています。

同時に、この「域外列強による干渉の禁止」原則は、当時の地政学における枢軸国(ドイツ・日本・イタリア)の見解に完全に適合していました。それは、米国の支配するアングロアメリカの「グロースラウム」が、国際連盟崩壊後に出現したドイツの支配するヨーロッパの「グロースラウム」と、日本の支配する新たなアジアの「グロースラウム」の両者の前に立ちはだかる、という見方です。これらの新たな地域的「グロースラウム」空間は、外側(アングロアメリカ)からの干渉に対して、具体的であり実質的とされる秩序を保護する権利を有していました。したがって、ある意味で、シュミットは「グロースラウム」理論の中で、同質的とされる地域秩序としての失われたヨーロッパ公法という彼の理想化された歴史的な概念の要素と、新しい地政学的集合に対応するモンロー・ドクトリンの要素とを融合させたのです。

40年後の冷戦時代、おそらく1980年代に最も多作で影響力のある米国の国際法学者でイェール大学を拠点とするリースマン(Michael Reisman)は、1982年のAJILの編集序言で2つの超大国の「重要防衛圏(critical defense zones)」の概念を紹介

20) *Ibid.*, 46-47.

21) *Ibid.*, 49.

しました<sup>22)</sup>。リースマンは、ブレジネフ・ドクトリンとモンロー・ドクトリンの両方を「重要防衛圏」の表れとして言及し、そのような圏域は、19世紀の勢力圏とは異なり、「将来のある時点でその区域の領域を併合するための対世的な選択肢をもたらさない」ことを明確にしました。それにもかかわらず彼は、これらの重要防衛圏はそれぞれの「そこでの一般市民」の「自己決定の選択肢」を制限していると考えました<sup>23)</sup>。プーチン大統領がウクライナへの介入を正当化するために、ウクライナが特定のロシア文明によって定義される空間の一部であり、ウクライナがNATO またはEU に加盟することは、このロシアが支配するより大きな空間に対して存亡の脅威を構成すると主張しています。あるいは、リースマンの言葉では、これがロシアの「重要防衛圏」で起きるのです。これらの主張は、もちろん、国連憲章51条の確立された解釈とは相容れませんが、それにもかかわらず、安全保障理事会へのロシアの書簡では、まさに国連憲章51条の下で通知されています。

## II. 超大国間の勢力均衡 (Great power balancing)

第2の帝国の正当化戦略である「超大国間の勢力均衡」に移りましょう。勢力均衡の原則は、モンロー・ドクトリンといくつかの共通の特徴を共有しています。それは、1713年のユトレヒト条約で最もよく知られているように、法を表明し法への波及があるような、影響力のある歴史的な外交政策の原則となっているからのみならず、モンロー・ドクトリンと同様に、それが今日では明らかに現代的な法源の理解に基づく現在の国際法上の言説という形ではなくなっているからです。勢力均衡の原則は歴史的に、他の超大国の領域や軍事力資源を管理しまたはそれに意見するために、超大国によって唱えられてきました。それは、18世紀から19世紀にかけて、これまで以上に政治的、経済的、軍事的な力を蓄積しようとするヨーロッパの超大国の競争的努力の外枠として考えられたものです。より具体的にいうと、超大国は、帝国主義的または反帝国主義的な目的での外交行動、介入、併合、軍事同盟の正当化のためにこれを利用してきました。18世紀半ばのヴァattel (Emer de Vattel) にとって、単に強大なヨーロッパ国民国家の1つが力を増大させただけでは、勢力均衡の原則の下で武力介入を正当化できませんでしたが、そういった場合、他のヨーロッパの超大国は安全保障を要求する権利をもっていました。そして、もしその大国が他国による要求にしたがって行動することを拒否してしまうと、他の国々には軍事的に介入する権利があり

22) W. Michael Reisman, 'Critical Defense Zones and International Law: The Reagan Codicil' (1982) 76 AJIL 589.

23) *Ibid.*, 589-590.

ました<sup>24)</sup>。この原則は何度も取り上げられ、「予防戦争」を行う権利に関する学術的な議論の中で論争的になっています。興味深いことに、昨年 [2022年] 2月のウクライナへの介入の数週間前にロシアは、ウクライナが米国による安全の確保を求めてNATOに加盟しないことを公式に保証するよう、米国とウクライナに要求しました。制度上、19世紀におけるこの原則は「ヨーロッパ協調 (European Concert)」と密接に関連していました。ヨーロッパ協調は約50年間、小国の運命を決定したり、新しい主権国家を創設して承認したり、ベルギーの場合のように小国の永世中立を主張したり、あるいはオスマン帝国の場合のように国際法を執行するという名目で集団干渉を決定することによって、勢力均衡原則の制度的な権威者となりました。この特権的グループの決定はコンセンサスによって行われ、協調の構成国は非公式の拒否権を持ち、協調を構成する5カ国のうちの1国に対して集会的制裁を行うことはできませんでした。国際連盟の理事会と国際連合の安全保障理事会は、ともにこの伝統の手続的な証跡を示しています。

結果として、国連憲章は、常任理事国5カ国のうちの1国またはそれと最も近い同盟国に対する安全保障理事会による集会的制裁を事実上不可能にしています。20世紀初頭にヨーロッパ公法が衰退したことによって実質的な勢力均衡原則は失われましたが、冷戦時代の米ソ間の世界的な指導権をめぐるイデオロギー競争の中でも、外交政策の領域において、修正された形で役割を果たし続けました。ロシアの公式な戦争正当化では、グローバルな「勢力均衡」原則と、それが米国によって侵害されたことが、ロシアの介入が必要になったとされる理由の1つとして2回言及されています。米国やNATOがソボやイラクからリビア、シリアに至るまで、過去の国際法違反を正当化し続けてきた歴史的経緯が、この理論的根拠と密接に関連しています。この正当化は、帝国間の消極的な相互性を暗黙のうちに引き合いに出しています。すなわち、西側は国際法を「無視」してきており、少なくとも道徳的にも政治的にも、介入についてロシアを批判することはできないということです。

### Ⅲ. 帝国による規範調整 (Imperial norm-adjustment)

最後に、第3の帝国の正当化戦略についての考察を進めましょう。それは、認識されたルールを再解釈することによる帝国による規範調整 (imperial norm-adjustment) です。この戦略は、1つまたは複数の国が特定の空間的権利や特権的地位を主張するのではなく、認識された禁止事項とその例外事項の一般的な意味を、それぞれの選好に沿って修正しようとするものであるという点で、先の2つの戦略とは

24) Emer de Vattel, *The Law of Nations or the Principles of Natural Law* (first published 1758, Charles G Fenwick tr, 1916, reprint Oceana 1964), 248-252, paras. 42-49.

区別することができます。1945年以降、国連憲章2条4項の新たな一般的かつより寛容な解釈を推し進めようとする超大国の不断の戦略的試みが観察されます。それは、禁止の範囲を縮小することによって、あるいは認められる例外事項を拡大することによって行われ、そうして得られた新たな解釈はすべての国に適用されます。帝国による規範調整は、1945年以後、武力行使の禁止とその例外事項の新たな意味を広めるために、米国と英国が好んで試みてきた戦略です。具体的な目的は、1945年以降の国際法上の議論で違法と見なされていた「半周辺 [圏] (semi-periphery)」における一方的な軍事介入の実行を正当化することでした。よく知られているように、国連憲章の2条4項は、軍事力の行使を広範に禁止するものとしてサンフランシスコで構想されたものであり、2つの例外が明記されています。その例外とは、第1に平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略の場合における第7章の下での安保理による集団的な執行、そして第2に国への武力攻撃が発生した場合の自衛権です。

どちらの例外も、他国に対する軍事的暴力はその目的が国の存在や重大な利益を守ること（「[国] 存在そのものに基づく (ontological)」正当化—自衛)である場合、または国際法規則を執行するために用いられる制裁として（「秩序に関連した (order-related)」正当化—第7章を通じた集団執行)である場合にのみ正当化できるという、先述した戦争をめぐる現代の国家ベースの国際法言説の深層構造を反映しています。しかしながら、正戦論 (*bellum iustum*) の伝統や19世紀の軍事的暴力の正当化と比較すると、2つの例外が明記された国連憲章の2条4項は、この深層構造に特に制限を加えたものであり、それはまさしく、超大国による空間的および勢力均衡の正当化、また過度に広範な自己防衛や自力救済の主張（武力を伴う復仇）を違法化するためのものです。

その制限は、広範な武力行使の禁止と、例外をわずか2つだけ狭く設定することによって法的に実現されています。それにもかかわらず、パウエット (Derek Bowett) やウォルドック (Humphrey Waldock) を筆頭とする英国の学者は、1950年代から1960年代にかけて、究極の手段として国際法を執行するために武力を用いて自力救済を図ることは国連憲章によって禁止されておらず、自衛権には自国民や自国のその他の重大な利益を保護するための武力行使の権利が含まれていると主張しました。他の多くのアングロアメリカの学者がこの見解に同意しましたが、ラテン・アメリカ諸国と新たに非植民地化された国々を中心とする小国連合が禁止するよう主張したこともあって、武力による自力救済を認める種々の新たな解釈はいずれも、広く受け入れられることはありませんでした。同じように、1970年の友好関係原則宣言と1974年の侵略の定義に関する決議は、武力を伴う復仇の禁止を明確に確認し、国連憲章51条の「武力攻撃」要件を狭く理解する解釈を擁護しました。国連憲章2条4項と51条の限

定的な理解に対する「最初のアングロアメリカの反乱」とも呼ばれる、西側諸国による規範の再調整の試みは、1960年代と70年代に、ICJや広範な国家連合に阻まれました。2つ目の例として、明記はされていない国連憲章2条4項への例外として人道的介入の権利を承認させるために英国が繰り返してきたキャンペーンがあります。これも国連総会の場で非同盟運動 (Non-Aligned Movement) が一貫して、また数としても優位に立って、反対の声を上げることに成功しています。

私が帝国主義的規範調整のための3つ目の例として挙げる、「第2のアングロアメリカの反乱」とも呼ぶべきものは、非国家主体に対する自衛権の主張と、[2001年]9月11日以降の米国主導の「対テロ戦争」における国連憲章51条の再解釈の継続的な試みです<sup>25)</sup>。論争をテロリスト・ネットワークによる武力攻撃に移すことによって、アングロアメリカやその他のグローバル・ノースのいくつかの国は、国連憲章2条4項と51条の確立された制限的解釈に新たな反乱を起こしました。新たに進められた国連憲章51条の解釈により、関係する領域国の同意なしに国外の「テロリスト」に対するドローン攻撃が正当化できるようになったとされています。

ここでは、国連憲章51条が時間をかけて、一方的な軍事力を正当化するように再解釈されています。今日はこの問題には触れる程度にしかお話しできませんが、2001年以降、アルカイダとその後のいわゆるイスラム国によって具現化されたイスラム主義テロリズムとの戦争の文脈において、グローバル・ノースの諸国が自衛権の大幅な拡張を広く認識するようになったことに留意することが重要であるように思われます。この現在も続けられている言説戦略には、1904年のモンロー・ドクトリンの帝国主義バージョンから要素を借用した、悪名高い「能力または意思がない (unable-or-unwilling)」という正当化が含まれています。これは国際法における自衛権の全面的な再解釈を進めます<sup>26)</sup>。自衛の概念を帝国主義的に再調整するこのプロセスは、もし成功すれば、武力行使の禁止に広範囲に及ぶ結果をもたらすことになります。1970年代と80年代の集中的な国連闘争の結果として得られ、そして1986年のICJのニカラグア判決によって安定化された、この規範の制限的で狭義の解釈は、いま進行している帝国主義的規範調整のプロジェクトによって覆されてしまうでしょう。

25) たとえば、Masahiko Asada, 'The Concept of "Armed Conflict" in International Armed Conflict' in Mary Ellen O'Connell (ed), *What is War? An Investigation in the Wake of 9/11* (Martinus Nijhoff 2012) 51.

26) Jochen von Bernstorff, 'The Use of Force in International Law before World War I: On Imperial Ordering and the Ontology of the Nation-State' (2018) 29 EJIL 233.

#### IV. 結 論

ロシア連邦は、現在進行中の侵略を正当化するために、人道的介入の権利や予防的な自衛の権利に関する近年の議論に少し言及しており、その議論の多くは、米国や英国が帝国主義的規範調整のプロジェクトとして、過去30年以上に渡って進めてきたものでした。しかし、ロシアによる戦争の正当化は、これらの近年の西側諸国による国連憲章2条4項および51条の再解釈を支持するものではないことは明らかです。コンボ、イラク、シリア、リビアへの介入に対する西側の正当化は、西側の「嘘の帝国」の一部を形成するものとして、クレムリンによって言及されています。ロシアはまた、新たな学説上の用語を用いて国連憲章51条の再解釈を進めているわけでもありません。進められてきた空間的正当化と勢力均衡の正当化は依然として、軍事的暴力の使用に対する〔国の〕存在そのものに基づく (ontological) 正当化、および秩序に関連する (order-related) 正当化と何らかの形で関連しているものではありませんが、それらは歴史的なモンロー・ドクトリンや勢力均衡原則の歴史上での用法が有していた関連性よりも、さらに遠いものです。なぜなら、上記で述べたこれらのドクトリンの歴史的な用法においては、第1次世界大戦前の *ius ad bellum* 規則はまだ寛容なものであり、広範な自己保存の権利と一方的な武力復讐の権利を依然として含んでいたために、両者を関連付けることが比較的容易であったからです。

プーチン大統領が主に国連憲章以前の帝国主義的な正当化に依拠していることは、ロシア政府が国連憲章を公然と無視していることを示しています。したがって、ロシアの正当化は、規則に基づく国際秩序から離脱するために西側諸国による当該規則の違反を利用するという、きわめて見え透いた、そして皮肉なものだといえます。嘆かわしい国際法秩序の廃墟の背後には、プーチン大統領による前時代的な秩序理解が浮かび上がっています。それは、超大国間の勢力均衡、超大国間の相互性、超大国間の不干渉という曖昧な概念によってのみ制約されており、超大国が自国の周縁部、すなわち「グロースラウム」にある小国に対して帝国主義的な支配を強いることができるという世界構想です。

シュミットの「グロースラウム」理論との驚くべき類似点として、プーチン大統領の正当化は、ウクライナの NATO 加盟の可能性を、自らのロシア「グロースラウム」、すなわちロシア連邦が主導する空間への不法な介入として批判しています。この国際秩序の空間的理解は、冷戦時代の旧帝国や2つの超大国の間ではよく見られたことでしたが、国連憲章の基本原則である国の主権平等とは明らかに相容れません。そしてケルゼンの理解するように、法的平等の観念は国際法秩序の本質そのものなのです。